

令和7年度第3回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日時 令和7年12月3日(水) 13時30分～15時20分

場所 青森市福祉増進センター3階 大会議室

出席者

(出席委員) 中村会長、田中副会長、高橋委員、常田委員、柳谷委員、前中委員、波田野委員、張間委員、田中委員、越膳委員、中野委員、鈴木委員、藤川委員、野呂委員、木村委員、小山田委員、長久保委員、對馬委員、長谷川委員(19名)

(欠席委員) 狭間委員(1名)

(事務局) 障がい者支援課 和田主幹、小笠原主幹、渡邊主幹、竹内主査、佐藤主査、大久保保健師、木立主事(7名)

1 開会

2 協議事項

(1) 令和6年度青森市障がい者基幹相談支援センター事業報告及び令和7年度同センター事業計画について

【基幹相談支援センターの事業報告(資料1-①、1-②)】

○令和6年度実績: 相談対応383件、虐待ケース通報51件(4名体制で対応)。

○令和7年度計画: 目標を活動指標から成果指標へ変更。

(連携率100%、満足度80%、虐待再発率0%など)

《ご意見等》

・相談対応について

(委員) 基幹相談は主に困難ケースを扱うことから、委託相談を経るという通常のスク립ト(流れ)がある一方で、基幹相談には飛び込みの直接相談も含まれると思うが、その対応の流れと困難ケースの判断基準、振り分け方を確認したい。

(事務局) 事業報告に記載されている相談件数は、市民が直接市役所または基幹相談支援センターに電話や来所などで持ち込んだ件数。基幹相談支援センターとしては、本来活用してほしい地域の委託相談支援事業所への誘導を望んでいるものの、直接来た相談を拒むことはできないのが実情である。直接相談に来た場合は、まず話を聞いた上で、ケースに応じて地域の事業所と連携して対応をお願いするという流れをとっている。「基幹相談だから受け付けない」という対応はしていない。

・関係機関との連携率（目標値100%）について  
（委員）連携率100%は目標として適切か。90%や80%との違い、また、そもそも「連携が不可欠」なら100%は当たり前であり、なぜ目標値にするのか。

（事務局）連携が不可欠であるため、すべてのケースで連携していきたいという市のスタンスを示すために、一番高い数字（100%）を設定した。

（委員）連携が必要なのは当然。現状、何ができていて何ができていないのか（どの領域との連携が不足しているか）を明確にし、その具体的な課題解決に向けた取り組みを目標にすべき。あたりの前のことを目標値にするのはおかしい。

（事務局）昨年度の分析が不足しており、実績把握の方法や課題分析ができていない。今後は実績把握の仕方を整理し、不足している分野の分析を行った上で、目標を再設定することを検討する。

・相談支援事業所の満足度について

（委員）満足度の調査対象は、個人単位、事業所単位のいずれか。“満足度”という表現は、個人の感想（やってくれる/やってくれない）に左右され、適切ではないのではないか。相談支援事業所のスキルにも依存する。

（事務局）満足度の調査対象は事業所単位で考えている（個人の感想に留まらないよう）。ただし、“満足度”というキーワードは“やった感触としてどうか”を拾い上げるために使ったものであり、感想に近いものでは良くないため、表現や方法について再検討する。

・地域移行・地域定着について

（委員）前年度2回だった地域相談支援連絡会が、目標で1回になっているのはなぜか。具体的な取り組み内容が不明確。

（事務局）保健予防課と連携して行ってきたが、課題整理に時間がかかり、開催が2月になってしまったため。

・成年後見制度の申立件数“増加”について

（委員）件数を増やすことが目的ではなく、「必要な人に適切な周知や支援ができるか」が重要であり、目標は“周知方法の改善”などにすべきではないか。

（事務局）国の動向を踏まえ、必要な支援ができているかの成果指標として、前年度より多くの支援をしていくという目標としている。

・虐待ケースへの対応について

（委員）年間51件（週に1件以上）の通報件数に対し、現状の4名体制では、丁寧な対応や基幹相談支援センター本来の業務遂行が困難ではないか。課としての人員体制の検討が必要。

(事務局) 市役所全体として人員増が難しい状況であり、課全体での協力体制の構築について、検討したい。

・その他

(委員) 事業計画を出すタイミングとしては、前年度には決まっていた方がいいと思う。事業計画の策定については早めに出していただきたい。

(2) 令和6年度青森市障害者相談支援事業活動報告について

【委託相談支援事業所の活動報告(資料2)】

○実績：5事業所から報告。相談件数に大きな差が見られ、地域活動支援センター一併設事業所の件数計上の線引きに疑問が呈された。

○共通課題：サービス未接続ケースへの対応、地域住民(民生委員など)との連携不足、および個別支援計画作成の統一基準が市として未整備である点。

○協議内容：連携体制の強化を市と事業所が連携して進めるべきこと、および計画作成基準の協議を進めることが確認された。

《ご意見等》

・個別支援計画作成の基準について

(委員) 青森市は、委託相談として個別支援計画を作成する基準を設けているのか。

(事務局) 現時点で、市として統一の基準は設定していない。当該支援計画は、相談支援事業所が設立される以前の制度変更の名残として位置づけられており、今後委託会議などで、この個別支援計画の作成が引き続き必要であるかどうか、必要であると判断された場合、具体的にどのようなケース(要件)において作成を義務付けるべきかについて協議していきたいと考えている。

・地域連携(民生委員等)の状況について

(委員) 相談支援事業は地域に根ざした展開が求められており、民生委員や町会長との連携は重要である。事業所はこれまで地域との連携(御用聞きのような活動)をやってこなかったのか。

(事業所) あいさつ程度の交流はあったが、地域の課題や具体的な支援について話す機会は少なかった。民生委員の名簿なども手元になく、連携に苦戦していた。やらなければならない課題として認識しており、今後取り組んでいく。

(委員) 障がい者支援課と事業所が連携し、常時の連携体制や顔が見える関係性を作るための具体的な取り組みを、次年度以降で話し合い、進める必要がある。

・相談件数の差と金銭管理の取り扱いについて  
(委員) 各事業所の相談件数に大きな差があるのはなぜか。また、地域活動支援センター八甲の金銭管理695件は委託相談支援業務の範囲として計上されているのか。

(事務局 (件数の差の原因))

- ・報告件数は、昨年度までは事業所全体の数字、今年度からは委託事業所として受けた件数に絞って報告を受けている。
- ・件数に差が出る主な要因として、「事業所内で電話を受けられる人がいるかどうか」と考えている。地域活動支援センターなどが併設され、他のスタッフが電話を一時的に受けられる事業所は件数が増える傾向がある。
- ・委託料は、職員一人の単人件費(単価契約)を基本としており、「何件やったら何円」という積算ではないため、件数の違いが直ちに委託料の増減に繋がる仕様にはなっていない。

(事業所 (金銭管理の件数について))

- ・事業所と利用者との金銭管理の契約に基づく「お金の出し入れ管理の業務」は、委託の件数には入っていない。カウントしているのは、「お金の使い方に関する助言・指導」など、委託相談の業務の範囲内に入るもの。
- ・695件は単純計算で1人あたり月4~5件の相談となり、これは委託の相談として妥当な件数であると認識している。

・業務の線引きと報告の正確性

(委員) 委託の業務だけではない事業所(地域活動支援センター等併設)で、様々な人が電話を受けた場合に、委託業務としての線引きができているのか。

(事務局) 実態として、委託職員ではない人が電話を受けることはあると認識している。事業所側で、電話の内容を「これは委託として受けている相談だ」と仕分け・整理して報告しているものとして受け止めている。

### 3 報告事項

(1) 地域生活支援拠点等などのあり方の検討及び短期入所事業所向け緊急時などの受け入れ状況アンケートの実施予定について

【地域生活支援拠点等の検討と部会活動(資料3-①、3-②、別添資料)】

○地域生活支援拠点等：他自治体の事例から“整備しても機能不全”の課題を共有。拙速を避け、まずは基幹相談支援センター等との役割分担を整理し、実態調査を踏まえて第8期障害福祉計画(令和9年度~令和11年度)での

整備を目指す方針が決定。短期入所事業所向けに緊急時受け入れ状況のアンケートを実施（令和7年12月～令和8年1月）予定。

## (2) 部会の活動状況について

（障がい児部会、相談支援部会、就労支援部会、みんなの未来部会）

### 【各部会活動（資料4）】

#### ・障がい児部会

：家庭、教育、福祉の連携を強化するため、用語や計画の共通理解が必要であり、行動理論に基づく共通の支援方法を学ぶ研修の実施を検討。

#### ・相談支援部会

：相談支援ガイドライン策定を議論中。除排雪問題や行動障害支援不足など、冬場の生活課題を抽出。

#### ・就労支援部会

：就労選択支援事業の受け入れ準備とアセスメントのチェック機能構築に注力。

#### ・みんなの未来部会

：来年度の出前講座の実施に向けた準備。

## 4 その他

### 【第2回協議会の意見への対応・検討状況】

・精神障がい者介護者のバス無料化：令和8年度予算で検討中。

・在宅ワークヘルパー利用：制度上不可のため、職場介助者助成金の活用を推奨。

・地区担当制：専門職による“地区担当制”を導入し、庁内・関係機関の調整体制を強化。

### 【情報提供】

令和8年4月義務化の施設入所利用者への地域移行に関する意向確認指針について、意思決定支援を重視した指針が作成され、研修会が予定されていることが報告された。

### 【次回予定】

次回協議会は令和8年2月下旬～3月上旬に開催予定。

## 5 閉会

以上